

# 相楽郡広域事務組合入札参加資格等審査委員会設置要綱

(平成30年10月制定)

平成30年10月23日要綱第1号

(目的)

第1条 相楽郡広域事務組合(以下「組合」という。)が公募型指名競争入札にて発注する工事、業務委託、その他の契約に関し、入札・契約手続の透明性を確保し、公正な競争を促進するため、相楽郡広域事務組合入札参加資格等審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、公募型指名競争入札に関する次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 参加者の募集に係る公募要件に関すること。
- (2) 参加を希望する者の選定に関すること。
- (3) その他前各号に附帯する業務に関すること。

(委員の構成)

第3条 審査会の委員は、各市町村より1人をもって構成する。

2 前項の委員に事故がある場合は、当該委員の指名した者が職務を代理する。

(組織)

第4条 審査会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会に関する事務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、審査会に必要な担当職員を説明者として出席させることができる。
- 5 会議の内容は、公表しない。

(報告及び承認)

第6条 委員長は、会議の結果を速やかに代表理事に報告し、その承認を受けるものとする。

(秘密の保持)

第7条 会議の内容については、部外者に漏れないように秘密を保持するとともに、その取扱いに十分注意しなければならない。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、組合事務局が処理する。

(委任)

第9条 審査会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。